

始良市農業委員会総会議事録（令和元年12月）

- 開催日時 令和元年12月26日（木） 午後1時30分～午後4時32分
- 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 10番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員なし

3. 議事日程

- 議事録署名委員の指名
- 会議書記の指名
- 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更（除外、編入）について
- 議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
- 議案第8号 農地あっせん申出（借受 希望）について

11. 議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. 農地あっせんの経過報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和元年１２月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和元年度 第９回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>１８名中、１７名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 <u>なお、本日は、１０番委員 から欠席届が出ております。</u>
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
議 長	————— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ————— 議事日程に入ります。 それでは、日程第１ 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１４番委員、１５番委員にお願いいたします。
議 長	————— 日程第２ 会議書記の指名 ————— つぎに、日程第２ 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第３１条の規定の議事参

	与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。
	————— 議案第 1 号 —————
議 長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 1 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は 1 ページです。 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は 1 2 月 3 1 日、契約の始期は 1 月 1 日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1 年間が 1 件、3 年間が 8 件、5 年間が 2 件、1 0 年間が 4 件で、合計 1 5 件となっております。面積につきましては、合計 3 2, 3 2 0 ㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 4 ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 1 5 番について、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 1 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決

議 長	定について、1 番から 1 5 番については、原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 ————— 次に、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 5 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は 5 ページです。 今月の申請件数につきましては、5 件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 4 ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 寺師在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字宮田ヶ平〇〇番 田、9 6 7 m²です。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2 番推進委員です。それでは調査報告をいたします。 令和元年 1 2 月 1 4 日、譲受人と申請地で待ち合わせをして、聞き取りを行いました。譲受人は、5 月に申請地の隣の土地を購入しておりまして、譲渡人から、何とかわたしの土地まで買ってもらえないかという要請があったということで、この土地は今のところ、休耕地ですが、なんとか買っていただきたいということでありました。それで譲受人は 5 月取得した土地については、現在、野菜とパパイヤを栽培しております。農機具については、トラクター、耕運機 2 台現、軽トラックを所有しております。申請地は現在、草刈りが終わり、保全管理をしている状況であります。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上、報告を終わります。
議 長	次の、2 番と 3 番については関連がありますので、一括して、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番と 3 番につきましては、譲受人が同一で関連がござい

議 長	ますので、まとめてご説明いたします。 まず2番ですが、譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇、譲渡人 大阪府東大阪市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字佐敷〇〇番 畑、562㎡です。3番につきましては、譲受人は同じく〇〇、譲渡人 兵庫県西宮市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字佐敷〇〇番 畑、568㎡で、2番の隣接地です。 以上で、2番と3番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の2番と3番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。10番推進委員です。それでは調査報告をいたします。 12月14日に、譲受人宅を訪問して、色々調査いたしました。この申請地はですね、元、桑畑であって、加治木のわくわく園が、桑茶の生産地として、今年の春までだったのですかね、利用していたんですけど、そのあと、ここを伐根してですね、畑だったんです。〇〇農業委員がですね、これじゃいけないということで、野菜作りを〇〇さんに貸したらということで、色々準備をしていたんですけども、地主がですね、誰か買ってもらう人を探してくれということで、地元の譲受人にですね、お願いして買うことになったところでございます。譲受人はですね、わたしと同級生なんですけれども、もう今年になって2回ほど田のほうも購入されてですね、もう何回も調査しておるんですけども、機械類、一応揃っております。それでこの畑はですね、またこれが済みましたらですね、また野菜作りの〇〇さんに、利用権設定をして貸し出すということに、一応了解を得ているところでございますので、そのようなことで進めていきたいと思っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上でございます。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇、譲渡人 大阪府交野市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字赤田〇〇番 〇 田、字久保前〇〇番 〇 畑、字赤田〇〇番 〇 田の計3筆の1, 953㎡です。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい。10番推進委員です。 この譲受人は、わたしの実家の兄の長男でありまして、度々、わたしも行っているんですけど、12月14日に行って、色々話をしました。売主も親戚ですね、上、下のところで以前からもう長く、作っている所で、もうこっちに売主が帰ってこないということで、どうしても買ってくれというようなことで、売買が成立いたしました。譲受人はですね、経営面積も1.8haに機械類も揃っております。労働力は母と二人なんですけれども、忙しい時期はですね、弟が手伝っていて、なんら支障はないと思われます。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上でございます。
議長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、5番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 豊留在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、369㎡です。 以上で、5番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の5番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 はい。3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和元年12月15日、譲受人と現地でお会いしました。申請地はですね、山田口の、今度新しく出来ましたローソンから山田の方向へ150m位行った所の左側の下で道路よりか、県道よりか若干、下の方に下がっております。そこが一応申請地でありました。そういうことで、お互いに話をしていくなかですね、譲受人自体は重富の方にお住まいされていていらっしゃるしまして、通勤農業のような形になります。譲渡人のほうが豊留の方でございまして、現地が貝柄の場所になっております。そういうなかで、譲渡人に今回は369㎡の田んぼに、何を栽培されるのか、お聞きしましたら、黒米をば栽培したいとのことでした。黒米の販売先も、もう決まっていると、いうようなことを本人も申し上げておりました。現在は、本人はオリーブ栽培を約7反歩、そして水稻をば1反5畝、耕作をされている方でございます。譲受人の労働力は夫婦二人で十分有り、機械については、必要に応じてリースで対応していきたいということで、ございました。また、現在8,688㎡を耕作されておりますが、今回の分を含めると、9反歩位の面積になるということで、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。

議 長		これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第3号 —————
議 長		次に、日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について、説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は7ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町久末在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字高崎〇〇番〇 田、209㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、申請地は棚田で、周辺地の雨水流入や竹の倒伏により耕作不能であるため、クヌギを植え山林としたいとのことです。自己資金で対応し、意見書のほうは、区域外のため不要となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の1番に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。4番委員です。報告いたします。

議 長	立地基準・農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置、迫地区いきいき交流センターから南西に約200mの位置であります。被害防除現況は、東が水路、西が原野、南も原野、北も原野であります。隣接農地との緩衝地確保として、3m確保であります。申請の実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
事務局	次の、2番について、事務局の説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町漆在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字谷口〇〇番〇 田、444㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、申請地は耕作不便であり、イノシシの被害もあるため、クヌギを植え山林としたいとのことです。自己資金で対応し、意見書のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12番推進委員です。それでは説明申し上げます。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置ですが、漆小学校から北に約350mの位置にあります。被害防除現況といたしまして、東が山林、西が宅地、南が山林、北が水路です。隣接地との緩衝地確保は有りで、3mです。自己資金証明もあり、確実でございます。特記事項は特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 2 番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 2 番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第 4 号 —————	
議 長	次に、日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 1 6 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は 8 ページから 1 2 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 6 件となっております。 それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町小山田在住の〇〇、譲渡人は 2 名おりまして、まず宮崎県宮崎市在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字江湖〇〇番〇田、同字〇〇番〇 田、計 2 筆の 5 1 6 m²。2 人目が、西餅田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、6 5 9 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅と倉庫の 3 棟 1 6 9. 0 8 m²で、理由としましては、申請地に自己の住宅及び倉庫を建築し、倉庫については自営事業の資材等を保管するために、利用するとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございました。また被害防除計画書と面積超の理由書の添付もございました。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8 番推進委員です。報告します。 申請地、立地基準は第 3 種農地で、問題ありません。申請の位置は、加治木青果市場から南西に約 5 0 m です。被害防除は、東が原野、西が

議 長	宅地と市道、南が原野、北が里道です。申請実現の確実性、融資証明も有り確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町錦江町在住の〇〇、譲渡人は平松在住の〇〇、土地の所在が平松字平松原〇〇番〇 田、181㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は家庭菜園で、理由としましては、隣接宅地〇〇と同時に贈与し、家庭菜園として利用するためとのことです。資金は贈与のため不要で、改良区の意見書は区域外のため不要となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	1番推進委員が、報告いたします。 農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請の位置は、県防災研修センターから北に約10mのところですが。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南が市道、北は宅地です。申請実現の確実性としては、転用済のため確実であります。条件及び特記事項はありません。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は加治木町錦江町在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字津トリ〇〇番〇 田、927㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。こちらのほうにつきましては、第2種農地と書いてありますが、議案第6号の5番と関連がありまして、農振除外と同時申請で、農振除外後が第2種農地ということになります。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、利便性が良いので宅地に適しているためとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。また、被害防除計画書の添付がございます。

議 長 委 員	以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、2番委員に、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ございません。申請の位置でございますが、木田土地改良区から北東に約550m。造成の工法といたしまして、盛土0.1、切土0.2mということでございます。土留工法といたしまして、L型擁壁1mでございます。被害防除でございますが、東が市道、西が田、南が里道と市道、北が宅地でございます。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は平松在住の〇〇、譲渡人は広島県安芸郡在住の〇〇他1名、土地の所在が平松字小新開〇〇番〇 畑、403㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は自動車整備工場で1棟130.20㎡、理由としましては、顧客数増加に伴い、自宅に近い申請地に整備工場を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番推進委員が、報告します。 農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請の位置は、重富小学校から北東に約300mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が畑、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、終わります。

議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鍋倉在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇他1名、土地の所在が鍋倉字本屋地〇〇番〇 畑、251㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、猟犬運動場と駐車場で、理由としましては、駐車場・猟犬運動場及び猟用物の置場として利用するためとのことです。自己資金で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番委員です。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請の位置は、宇都公民館から北に約250mの位置にあります。被害防除現況ですが、東が農道、西が市道、南が宅地、北が山林と田です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は平松在住の〇〇、譲渡人は寺師在住の〇〇、土地の所在は寺師字蒲牟田〇〇番〇 田、324㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、ペタンク場で、理由としましては、ペタンク場へと整備し、身近な健康づくりの広場として地域住民にも広く開放するとのことです。自己資金で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書がございます。また、この申請地につきましては、道路と接道していないため、道路との隣接地から通行承諾書をもらったということで添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明を

委員	お願いします。 はい。4番委員です。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請の位置、寺師公民館から南西に約80mの位置であります。被害防除現況ですが、東が田、西が畑、南が田、北が畑であります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
議長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市在住の〇〇他1名、譲渡人は蒲生町北在住の〇〇、土地の所在は蒲生町北字別納〇〇番 田、456㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅で1棟96㎡で、理由としましては、住宅の建築に最適であると判断したためとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。こちらのほうにつきましては、第1種農地の案件のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。11番推進委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、集落接続施設に該当するため、問題はございません。申請地の位置ですが、JA蒲生選果場から東に約70mの位置にあります。被害防除現況ですが、東が畑、西が市道、南が宅地と畑、北が市道。申請実現の確実性、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議長	次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は西餅田在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が西餅田字上クミ迫〇〇番〇 田、435㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は販売所敷地拡張で、理由としましては、隣接地に販売所を所有しており、手狭になったため、敷地拡張をしたいとのことです。自己資金で対応し、改良区の意見書は除外済のため不要となっております。なお、被害防除計画書と始末書の添付がございます。こちらは、隣接地の〇〇番〇 公衆用道路 7, 62㎡、〇〇番〇 宅地 77.45㎡と一体利用し、全事業面積が520.07㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。16番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、ユニクロ始良店から北東に約60mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西 里道、南 市道、北 宅地となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告、終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町反土の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は2名おりまして、まず加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字古川〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、計2筆の819㎡。2人目が、加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字古川〇〇番〇 田、10㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を事業継続のため、店舗用地として宅地造成する目的でありますとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書の添付もでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明を

		お願いします。
	委 員	2番委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地でありまして、問題ございません。申請の位置でございますが、加治木中央交番から西に約20m。造成工法といたしまして、盛土0.8から1.0m、土留の工法といたしまして、L型擁壁0.8から1.0mでございます。被害防除といたしまして現況、東が市道、西が宅地と雑種地、南が田と市道、北が市道となっております。自己資金で対応し面積は適当でございます。自己資金証明もあり確実であるということでございます。特記事項は特にございません。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上です。
議 長		次の、10番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字赤坂〇〇番〇田、484㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、交通のアクセスも良く、生活環境の整った地区で需要が見込めるため、2区画の宅地造成をしたいということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書の添付もございます。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。8番推進委員です。報告します。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請の位置は、コスモス加治木店から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が田、南も田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長		次の、11番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは11番につきまして、ご説明いたします。

	譲受人は加治木町反土在住の〇〇、譲渡人は神奈川県藤沢市在住の〇〇、土地の所在が増田字上龍毛〇〇番〇 田、字園田〇〇番〇 畑、計2筆の347㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は建売住宅1棟60.76㎡及び駐車場で、理由としましては、閑静な住宅街で住宅環境が整っているため、建売住宅を建築しますとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。4番委員です。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請の位置、三船小学校から南に約250mの位置であります。造成工法は盛土0.9から1m、土留め工法、塀ブロック1m。被害防除の現況ですが、東が県道、西が山林、南が宅地、北 畑であります。隣接農地との緩衝地の確保ということで、1.5mであります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は無し。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町木田の社会福祉法人実窓寺福祉会理事長〇〇、譲渡人は東餅田在住の〇〇他2名、土地の所在は加治木町木田字川添〇〇番田、1,383㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は運動場で、理由としましては、園児が増えて、手狭になったので隣接北側を運動場として増設しますとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい。1 番委員です。 農地区分につきましては、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題ございません。申請の位置ですけれども、千鳥公園から西に約90mの位置でございます。被害防除の現況ですけれども、東が雑種地と田、西が宅地、南も宅地、北が田というような状況でございます。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項は特にございません。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在が脇元字白金原〇〇番畑、同字〇〇番〇 畑、計2筆の520㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接する店舗の駐車場と利用するとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇宅地 18㎡、〇〇番〇 宅地 433㎡、議案第4号の14申請地103㎡と一体利用し、全事業面積が1,074㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。16番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、ニシムタ始良店から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西 宅地、南 宅地と畑、北 雑種地となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告、終わります。
議 長	次の、14番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは14番につきまして、ご説明いたします。

	借人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人は脇元在住〇〇、土地の所在は脇元字白金原〇〇番〇 畑、103㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、申請地を借り受け、隣接する店舗の駐車場として利用するためとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇 宅地 18㎡、〇〇番〇 宅地 433㎡、議案第4号の13申請地520㎡と一体利用し、全事業面積が1,074㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、ニシムタ始良店から西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南 宅地と畑、北が雑種地となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告、終わります。
議 長 事務局	次の、15番について事務局の説明を求めます。 それでは15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は福岡県北九州市の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人は2名おりまして、まず加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、1,217㎡。2人目が、大阪府堺市在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、659㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は事務所1棟78㎡及び駐車場で、理由としましては、事務所・従業員及びタクシーの駐車場にする計画に至るとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書の添付もございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。8番推進委員です。報告します。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請の位置は、加治木青果市場から南東に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が原野、西も原野、南が市道、北も原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は東餅田の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人が奈良県香芝市在住の〇〇他2名、土地の所在が松原町三丁目〇〇番〇 畑、4233㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、当地を3区画の宅地造成の計画に至るとのことです。融資で対応し、改良区の意見書は区域外のため不要となっております。こちらにつきましては、隣接地の宅地〇〇番〇 341.89㎡と一体利用し、全事業面積が764.89㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。16番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題はあります。申請地の位置は、松原たいこ公園から北東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道となっております。申請実現の確実性として、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告、終わります。
議長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、7番につきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ————— 議案第5号 —————
議 長	次に、日程第7 議案第5号 非農地証明願についてを議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第5号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は平松字平松原〇〇番 畑、376㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地でありまして、昭和45年4月に自宅建築により宅地となったため、非農地となったものであります。 以上で説明を、終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、1番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 1番推進委員です。報告を行います。 農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、県防災研修センターから北に約30mの位置であります。現況は、申請のとおり宅地となっており、約49年程度経っていると認められます。周囲の現況は、東 市道、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由としまして、宅地となっており、すでに約49年経過しており、建物も建っておりやむを得ないものと認めます。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員といたしましては、承認意見であります。

議 長	以上で、報告終わります。 次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は脇元字町ノ後〇〇番〇 畑、236㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地です。昭和46年に住宅を建築したが、5条許可証を紛失されたため、ということで申請がありました。 以上で説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1番推進委員です。報告を行います。 農地区分は第3種農地であります。申請地の位置は、脇元地区公民館から東に約30mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となってから約48年程度経っていると認められます。周囲の現況としまして、東が里道、西は市道、南は宅地、北は宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由としまして、宅地となつて、すでに約48年経過しており、建物も建っており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	これより、議案第5号、非農地証明願の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第5号、非農地証明願の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、非農地証明願の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第6号 —————	

議 長 事務局	次に、日程第8 議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（除外、編入）についてを議題に供します。 はじめに、除外の1番から10番について説明をお願いします。 なお、4番につきましては、申請取り下げになっていますので、説明は省きます。 まず、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についてご説明いたします。総会資料は14ページから17ページでございます。今月の申請件数につきましては、除外9件となっております。なお、4番につきましては23日付けにて、取下げがありましたので、ご報告いたします。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は福岡県福岡市の〇〇株式会社センター長〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は大山字大山〇〇番 田、1, 281㎡のうち41. 25㎡です。変更前の区分は農地であり、変更後は無線基地局となっております。補助事業は昭和46年から56年の県営圃場整備事業（始良地区）となっております。申請理由としましては、大山地域において良好な携帯電話サービスを、提供する携帯基地局を新設するためということです。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。13番委員です。報告します。 申請地の位置は、やすらぎの里から南に約200mの位置です。現況として東は田、西は田、南は山林、北は田です。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり、確実である。条件・特記事項はなし。総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は加治木町木田在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町木田字鈴玉〇〇番〇 田、89㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は農業用倉庫となっており、補助事業につきましては、平成21年県営農村振興総合整備事業（木田地区）であります。理由としましては、耕作している田の隣接地にある農地に、農業用倉庫を建設し、作業の効率化を図りたいということであります。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番委員でございます。発表します。 調査内容は、申請地の位置は加治木望岳園から西に約20m。ほんの目の前にあたります。被害防除の現況でございますけど、東が田んぼ、西が農道、南が田んぼ、北が農道となっております。それから申請実現の確実性ですが、自己資金もあり確実であるということです。条件は特別にございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認いたしますということであります。 終わります。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は蒲生町白男在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は蒲生町白男字大野尻〇〇番〇 畑 289㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は山林であります。補助事業はありません。理由としましては、作物が鳥獣による被害を受け、生産性に乏しく、生産意欲が低下した。また、高齢化により耕作が不可能となったためということであります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 9番推進委員です。調査の報告をいたします。 現地は、新留地区公民館から西に約1,700mの位置にあります。被害防除状況としましては、東に市道、西に山林、南に里道、北に市道です。申請実現の確実性として、もう転用済のため確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 申請人は霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町木田字津トリ〇〇番〇 田 927㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は宅地造成であります。補助事業はありません。理由としましては、耕作する後継者もおらず、利便性が良いので、宅地に適しているためということであります。

議 長 事務局	なお、こちらにつきましては議案第４号の３番と、関連がございます。 以上で、説明を終わります。 本案件については、議案第４号３番で、２番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、６番について事務局の説明を求めます。 それでは、６番につきまして、ご説明いたします。 申請人は東京都中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町小山田字原田〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の計２筆１，４１０㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は太陽光発電所であります。補助事業は昭和６２年の県営圃場整備事業（小山田地区）となっております。理由につきましては、太陽光発電事業を行うことにより、太陽光エネルギーによる環境改善への一助となると考えたためということであります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、８番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。８番委員です。報告いたします。 農地区分は農用地区域内農地でございます。申請の位置が、中郷地区集会場から東に約３００ｍのところでございます。被害防除といたしまして、現況が、東が雑種地、西が田、南が田、北が水路でございます。申請実現の確実性といたしまして、資力は自己資金、面積は適当でございます。条件及び特記事項は、排水対策をとるよう、伝えてあります。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上、終わります。
議 長 事務局	次の、７番について事務局の説明を求めます。 それでは、７番につきまして、ご説明いたします。 申請人は東餅田の〇〇株式会社代表取締役〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は蒲生町漆字木ノ原〇〇番〇 田、同字〇〇番畑の計２筆１，９７０㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は太陽光発電所であります。補助事業はありません。理由としましては、太陽光発電施設建設のための必要面積が確保でき、日照もよいためということであります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足

	説明をお願いします。
議 長	委員 はい。12番推進委員です。 農地区分は農用地区域内農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、高峯橋から南西に約100mの位置でございます。被害防除現況ですが、東が雑種地、西が畑、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明も有り、確実であります。特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見でございます。 以上です。
	次の、8番について事務局の説明を求めます。
議 長	事務局 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 申請人は西餅田在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は北山字九日田〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の計2筆2,950㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は資材置場となっております。補助事業はありません。理由としましては、業務拡張のため、既存資材置場に隣接した申請地を建設の基礎工事資材、生コン作成機材・サイロプラント機材、鉄骨等の資材置場として利用したいためとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	委員 はい。15番委員です。 申請地の位置は、中甕集会センターから南に約500mの位置です。被害防除現況としまして、東が県道、西が水路、南も水路、北が田になっております。申請実現の確実性として、自己資金証明も有り、確実である。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上とおり、報告いたします。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
議 長	事務局 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 申請人は霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町木田字八幡領〇〇番 田、1,932㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は建売住宅となっております。補助事業はありません。理由としましては、市街地にも近く高速道路の北側にあたり10号バイパスにも近く交通の便利の場所であ

議 長	り、当申請地を建売住宅用地として、販売を図り、当地区の発展に貢献したいためとのことです。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番委員です。説明いたします。 現地につきましては、木田の土地改良区から北に約350mの位置にございます。被害防除の現況ですけれども、東が田、西が田、南が田、北が市道ということですが、参考資料の121ページにも概要図がありますけれども、農振の除外ということですね、除外については除外要件を満たさないといけないというなかで、場所の問題で、最初の問題がこれが外周部にないとを考えまして、現地の調査委員、わたしを含めまして、2番委員、8番推進委員、11番推進委員と、現地で十分に検討した結果、ここに除外するということ、農振地域の真ん中だと、ということで、外周部でないことと、それから、代替地を検討してもらえば、他の場所があるのではなかろうかということで、現地調査委員としましては、否認意見であります。 以上です。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 申請人は加治木町木田の〇〇代表役員〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町木田字鳥越〇〇番〇 田、字奈良ノ脇〇〇番 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番 田、同字〇〇番 田、同字〇〇番 田の計6筆3,086㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後は建物、駐車場、山林であります。補助事業はありません。理由としましては、宗教法人になったのを機に、土地・建物を法人名義にしたいとのことです。こちらのほうは、駐車場拡張・建物敷地・杉を植林するものであります。最後に報告の方で申請実現の確実性ということで、説明をしていただいているんですが、農振の申請には、自己資金証明の添付の必要がないため、記載を自己資金として、証明の文言は抜いてあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1番委員です。 この申請地につきましては、木田土地改良区から西に約700mの位

議 長 事務局	置にございまして、被害防除現況は、東が水路、西が山林と田、南が山林と宅地、北が山林と田ということで、農振の地図を見てみましても、いわゆる外周部にあって、これを山林転用等と含めて、問題ないということで判断いたしました。自己資金もあって、現地調査委員としましては、承認意見でございます。 以上です。 続きまして、編入の１番から１５番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き、編入につきましてご説明いたします。 ページは１８ページでございます。件数につきましては１５件であります。 １番、名義人が〇〇、土地の所在が住吉字火迫〇〇番 田、８０６㎡です。 ２番、名義人が〇〇、土地の所在が蒲生町上久徳字槐牟田〇〇番田、５６０㎡ こちらの２件につきましては、住吉団地であります。 続きまして、３番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字榎田〇〇番 〇 田、９２㎡。 ４番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字榎田〇〇番 〇 田、２０㎡。 ５番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字山仁田〇〇番 原野、９７㎡。 こちらの３件につきましては、木津志榎田団地であります。 ６番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字五郎防〇〇番 山林、４，０１９㎡。 こちらにつきましては、木津志五郎防団地であります。 ７番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字伏木渡〇〇番 山林、１，１１５㎡。 ８番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字伏木渡〇〇番 田、７２５㎡。 こちらの２件につきましては、木津志伏木渡団地であります。 ９番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字小原ノ下〇〇番 〇 田、３２０㎡。 こちらにつきましては、木津志小川内団地であります。 １０番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字管牟田〇〇番 〇 原野、２，３１０㎡。 １１番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字管牟田〇〇番 〇 原野、１，４１０㎡。 １２番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字管牟田〇〇番 〇 原野、１６２㎡。
-----------------------	--

	1 3 番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字管牟田〇〇番 田、8 7 5 m²。 1 4 番、名義人が〇〇、土地の所在が木津志字管牟田〇〇番 田、1 3 2 m²。 こちらの5件につきましては、木津志小池団地であります。 最後に1 5 番、名義人が〇〇、土地の所在が蒲生町漆字兎田〇〇番 田、1, 3 2 8 m²。 こちらにつきましては、大窪団地であります。 これらの、申請地につきましては、有料農地の保全と農業振興を推進するため、今回、県営土地改良事業施行地区の受益地となる申請地を、農用地区域に編入し、事業実施を計画しているとのことであります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、代表して9番委員に、調査の結果並びに、補足説明をお願いします。
	はい。9番委員です。 農業振興地域整備計画の変更の現地調査報告を、代表して行います。 令和元年1 2月2 3日、2番推進委員と1 2番推進委員と、わたしの3人で、事務局と各担当地区を、現地調査いたしました。市より諮問のあった編入申請地については、1 1月2 9日の諮問日現在の、土地改良事業施行地区で、農業地域への農用地区域への編入が必要な土地ということであります。現地調査の結果、申請地が編入されることについては何も問題ないものと思われます。 以上で、編入の現地調査報告を、終わります。
議 長	これより、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての、除外の1番から3番と5番から1 0番、及び、編入の1番から1 5番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	[挙 手]
議 長	1番委員。
	1番委員です。 議案第6号の2ですけれども、説明がありましたが、農業用倉庫に関わる、農振からの除外ということだったんですけれども、農業用の倉庫であれば、いわゆる農業用施設用地ということで、農用地区域の中にも介在できるということで、転用部分につきましても、農用地区域の中での農業施設用地と設定すれば、転用も可能であります。したがって、この場所を除外とした理由、わたしの意見としては用途区分の変更で良いの

議 長	でなかろうかと、思いますけども、ここを除外とした理由というのか、背景というのか、そのあたりがあったら、事務局のほうで、回答お願いしたいと思うんですけども。
議 長 担当課	事務局。 ただいまの質問の点についてございますが、先程、1 番委員からもありましたとおり、農業振興地域の保護要件というのがありまして、その中のこちらの農地につきましては、1 番外周の角地でございます。なおかつですね、現況を見に行きましたところ、自己保全はしてあるものの、他の農地、隣の農地と比べて一段、1 m位下がっている状況で、もう法面といっても過言ではない状況でございますので、もう農用地区域として、このまま存続させていく必要も無いのかということで、ご本人とも協議の結果、農振除外ということで、さしていただいております。以上です。
議 長	ほかに、質疑ございませんか。
議 長 委 員	[挙 手]
議 長	1 6 番委員。
議 長 委 員	1 6 番委員です。 9 番についてなんですけれども、これが否認意見ということだったんですけど、ちょっと記憶が不確かで申し訳ないんですけど、この資料の 1 1 8 ページの地図で、今回の場所の左下のちょっと三角になった田んぼに、住宅の申請が出た時に、農業委員全員で研修に行って、現地を見たときに許可になったような気がするんですけど、その差を教えてくださいんですけど。許可になってたらその差を。
議 長 事務局	事務局。 ご質問に、ご説明申し上げます。 以前、三角地に住宅が建つということで、〇〇から申請がありましたが、ここにつきましては、ちょうど高速がございまして、高速の向かい側は都市計画の用途が入っています。そしてトンネルがございまして、それから距離が 5 0 m 以内に入ってますので、外周部でもありまして、農振の許可がおりたということでございます。今回の場合は、ちょうど農用地区域内の農地の中ほどにございますので、中抜け除外という形になりますので、これはもう許可が出来ないというような、判断で良いかと思います。 以上です。

議 長	事務局	事務局。もうちょっと分かり易く説明をお願いします。
	事務局	要件のなかでですね、今回の申請のあった9番につきましては、農用地区域内の中に入ってますので、中抜け除外となります。これはまあ許可にならない、農振の5項目の要件がございますが、それに該当しないということです。ちょうど三角地の以前許可になったところは、外周部であって用途区域に接するということであります。外周部と中に入っている、その差でございます。
	委 員	今回の現地に近いというところからの、まあ見方をしたんで、そういう説明があれば、よろしいです。
議 長		ほかに、質疑ございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての、除外の1番から3番と5番から10番、及び、編入の1番から15番について、原案のとおり意見決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、除外の1番から3番と5番から10番、及び、編入の1番から15番について原案のとおり意見決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議 長		次に、日程第9 議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についてを議題に供します。 1番から4番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は19ページです。今月の申請につきましては、売渡1件、貸付3件となっております。参考資料につきましては137ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明します。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字新田〇〇番 田、同字〇〇番 田の計2筆2, 447㎡です。申請人は蒲生町米丸在住の〇〇、希望売渡価格は農業委員会に一任ということです。補足でご説明申し上げますが、この申請地は〇〇さんが耕作されておしま

議 長	す。今年度の初めくらいは〇〇さんが、買われる予定でしたが、その後、買わないということになり、今月あっせんに出たものでございます。以上で1番の説明を終わります。 それでは、2番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が船津字立元〇〇番〇田、1, 026㎡です。申請人は船津在住の〇〇、希望貸付期間は10年、希望小作料は農業委員会一任ということです。 以上で、2番の説明を終わります。 続きまして、3番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字大磯山〇〇番 田、同字〇〇番 田の2筆の708㎡です。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇、希望貸付期間は5年、希望小作料は農業委員会一任ということです。 以上で、3番の説明を終わります。 次に、4番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字稻荷元〇〇番〇 田、1, 305㎡です。申請人は大阪府泉大津市在住の〇〇、希望貸付期間は5年、希望小作料は無償ということです。 以上で、4番の説明を終わります。以上です 事務局の説明が終わりました。議案第7号 1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）の1番から4番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）の1番から4番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」

議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についての、 1 番については、2 番委員、5 番委員、1 0 番推進委員に 2 番については、1 4 番委員に、 3 番については、4 番委員に、 4 番については、5 番委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 議案第8号 —————
議 長		次に、日程第10 議案第8号 農地あっせん申出（借受希望）についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第8号 農地あっせん申出（借受希望）についてご説明申し上げます。総会資料は20ページです。今月の申請につきましては、1 件となっております。参考資料につきましては141ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請者は蒲生町上久徳在住の〇〇、希望地区が米丸・寺師・住吉周辺、希望面積が3, 0 0 0 m²の水田です。希望期間は5年間、希望小作料は反当粃2俵となっております。 以上、議案第8号の説明を終わります。
議 長		事務局の説明が終わりました。議案第8号、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。 議案第8号 農地あっせん申出（借受希望）の1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第8号 農地あっせん申出（借受希望）の1 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。

	次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員 「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 農地あっせん申出（借受希望）についての、 1番については、2番推進委員、 10番推進委員に、 お願いしたいと思います。
議 長	委 員 「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
議 長	————— 議案第9号 ————— 次に、日程第11 議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題に供します。 この議案につきましては、10月に県外の農業委員会委員が農地転用にかかる収賄容疑で、たてつづけに逮捕されたという事案が発生したのを受けて、改めて農業委員会組織として、綱紀粛正の徹底を図るということで上程いたしました。 これから、決議文を読み上げます。
議 長	[決議文を読み上げる。]
議 長	この決議について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	この議案につきましては、農業委員会組織としての決議になりますので、推進委員の方々も賛否について挙手をお願いいたします。 それではお諮りいたします。 議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [全員賛成]

議 長		全員賛成により、議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 今後とも、この決議文の内容を念頭において、農業委員会活動を実践していただきますよう、よろしくお願いいたします。 —— 日程第12 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ——
議 長		次に日程第12 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。 12月は、15件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（12月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので これで終わります。 ———— 日程第13 農地あっせんの経過報告 ————
議 長		次に日程第13 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの、経過報告をいたします。今月はまだ進展につきましては、特に動きはございませんでした。 以上で、報告を終わります。
議 長		あっせん委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		4番委員。
	委 員	4番委員です。 65番の先月出された、あっせんですけれども、〇〇の分ですけれど

		も、大磯山のこの隣は、わたしが作っていて2反5畝作っております。これは、わたしが作らんないかんかなあと思っていたんですけども、〇〇さんの息子さん、〇〇さんですが、農地がないかということで、わたしんところに来られましたので、現地を見さして確認したところ、わたしの作っている2反5畝と、これをプラスして作るということで、了解をもらっておりますので、中間管理機構、また、出来ない部分は利用権設定をして、進めていきたいと思います。今日申請のあった、7号議案の3番の、この大磯山〇〇番、これも隣でありますので、〇〇さんのほうに聞いて、事後処理していきたいと思います。 以上です。
議 長		あっせんありがとうございました。ほかに、ございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		8番委員。
	委 員	8番委員です。 37番の霧島市の〇〇のお茶畑でございますが、1週間程前に、今借り受けて作っている〇〇さんに行って、2回ほど行ったんですが、会えなかったもんですから、この前行った時、会えまして、一応売りたいということですが、耕作されておっやつから、どうでしょうかと話しをしましたところ、今、ちょっと年末で忙しいから、それでは1月の中旬頃に、あっせん会議をしてもらえないかどうかということでしたので、また、事務局と日程等を、年が明けたら調整したいと思います。 以上です。
議 長		ほかに、ございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		あっせん依頼につきましては、最後のページに74という数字がありますように、依頼のほうが増える一方で、あっせんの実績があまり上がっていないんじゃないかと思います。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 日程第14 その他 —————
議 長		それでは日程第14 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	○ 申請許可書類の保存年について。

議 長 事務局	○ 人・農地プランのあり様について。 ほかにはないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。 連絡事項 ○ 農業新聞の加入推進活動結果について（県総合部門２位） ○ 利用権申請書の様式変更について ○ 農作業賃金等の標準額について ○ 非農地確定調査について ○ 人・農地プラン話合い実施計画について
議 長 事務局長	ほかにはありませんか。 それでは以上をもちまして、令和元年度 第９回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____